

令和4年1月14日

保育園等を利用されている保護者様

## ご家族に風邪症状等がある場合の保育園等への登園について（お願い）

日ごろから、本市行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症については、昨年中からの長期に渡り、保護者の皆さまにも感染拡大防止にご尽力いただいておりますこと、改めて御礼申し上げます。

さて、現在の新型コロナウイルス感染症については、陽性者の多くが感染力の高いオミクロン株によるものであることから、感染対策においては、これまで以上の警戒が必要となっております。

また、本市の事例の中では、ご家族に発熱等の風邪症状がある中で児童が登園し、その後新型コロナウイルスの陽性が判明したことで、臨時休園となったケースも散見されています。

このようなことは、クラスターを発生させる一因になり、保育園等の在籍者の生命・健康を脅かすのみならず、幸いにも感染拡大に至らなかった場合であっても、臨時休園により他のご家庭が仕事を休まざるを得ない等、非常に影響が大きいものです。

つきましては、在籍児童又は同居のご家族が以下のいずれかに該当する場合には、感染拡大防止の観点から、登園は控えてくださいますようお願いいたします。

- ① 風邪症状（発熱、咳、鼻水等）がある場合
- ② PCR検査を受けている等、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合

皆さまの自主的な対応により、より安全な保育運営が可能となります。

引き続き、皆さまには多大なるご苦勞とご負担を強いることになり、大変恐縮ではございますが、未曾有の災害を乗り越えるためにも、ご協力をお願いします。

朝霞市保育課